

## 株式会社クリーンテックの産業廃棄物処理施設 設置許可申請書の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第15条第2項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、平成21年11月13日から1月間縦覧していることをお知らせします。

詳しくは平成21年11月13日付け福島県報 定例第2131号をご覧ください。

→ 福島県報については、こちらを[クリック](#)してください。

産業廃棄物処理施設設置許可申請者	株式会社クリーンテック (福島県福島市飯坂町中野字赤落27番)
産業廃棄物処理施設の設置場所	福島市飯坂町中野字朴沢41番 ほか10筆 福島市飯坂町中野字一本楯2番 ほか7筆
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場
縦覧場所	・ 福島県県北地方振興局 県民環境部環境課 ・ 福島市環境部清掃管理課 ・ 福島市飯坂支所

※ 縦覧期間中においても、縦覧場所の閉庁日及び閉庁時は縦覧できませんのでご了承ください。